



人事行政の運営状況

市の給与や職員数をお知らせします

久留米市は、市政の透明性や公平性を保つため、職員の給与の状況などを公表します。データは令和5年4月1日時点です。
◎人事厚生課 (☎ 0942・30・9056、FAX 0942・30・9706)

◆特別職の月額給料・報酬の状況

区分	給料	区分	報酬
市長	1,097,000円	議長	683,000円
副市長	897,000円	副議長	616,000円
		議員	582,000円

※期末手当の支給割合は3.3カ月分です

◆期末・勤勉手当の状況

単位：カ月分

区分	久留米市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.2	1.0	1.2	1.0
12月期	1.2	1.0	1.2	1.0
合計	2.4	2.0	2.4	2.0

※市・国共に職位に応じた加算があります

◆平均給料月額、平均年齢の状況

区分	久留米市		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般	329,361円	43.3歳	322,487円	42.4歳
行政職				

※一般行政職は、福祉や民生、農政、商工、土木などの事務に従事する職員です

◆一般行政職の初任給の状況

区分	久留米市	国	県内の民間企業
大学卒	191,700円	189,700円	211,094円
高校卒	158,900円	154,600円	173,442円

※県内の民間企業の初任給は、県の実態調査の額です

●人事行政の運営を公表

令和4年度の職員の採用や勤務条件などの人事行政の運営状況は、本庁舎地下1階行政資料コーナーや市ホームページなどで公表しています。

◆部門別職員状況

単位：人

部門	職員数		対前年増減数
	4年度	5年度	
一般行政部門	1,358	1,373	15
特別行政部門	290	290	0
公営企業等部門	221	220	-1
合計	1,869	1,883	14

- 職員とは、一般職に属する職員のこと、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、市長などの特別職、教育長、非常勤職員を除いた実配置数です
- 一般行政部門とは、議会や総務、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木の部門です
- 特別行政部門とは、教育関係の部門のことで、市立高校教職員を含みます
- 公営企業等部門とは、水道、下水道、国民健康保険、競輪、市場、介護保険などの部門です

◆人件費の状況 (令和4年度普通会計決算)

歳出額 (A)	1,454億 1,718万円
人件費 (B)	176億 6,838万円
人件費率 (B/A)	12.2%
前年度の人件費率	10.9%

- 普通会計は、地方公共団体間の財政状況を比較するための会計です
- 人件費 (B) には、特別職の給与、報酬などを含みます

◆職員給与費の状況 (令和4年度普通会計決算)

職員数 (A) 1,648人	
給料	71億 5,217万円
職員手当	14億 8,971万円
期末・勤勉手当	26億 9,998万円
合計 (B)	113億 4,186万円
1人当たりの給与費 (B/A)	688万円

- 職員数は一般行政部門と特別行政部門の合計です
- 職員手当には、退職手当を含みません



新型コロナウイルスワクチン接種

12月28日(木)で終了

令和5年秋開始接種が医療機関の個別接種で行われていきます。期間は令和6年3月31日(日)まで。予約は各医療機関に問い合わせてください。久留米市新型コロナウイルスワクチンコールセンターは、12月28日(木)で終了します。クーポン券の再発行は、電子申請などで受け付け。接種証明書は、郵送申請やスマホのアプリ、マイナンバーカードを使ってコンビニで取得できます。詳しくは市ホームページを確認してください。

市コールセンター(12月28日(木)まで)

☎0120・567・981

FAX 092・712・8285

◎新型コロナウイルスワクチンプロジェクト (☎0942・30・9724、FAX 0942・30・9833)

■問い合わせ先

内容	問い合わせ先	対応時間
接種予約	クーポン券同封の医療機関一覧がホームページで確認	
クーポン券再発行、接種証明書	市ワクチンプロジェクト本庁舎 308 会議室 1月から受け付け ☎0942・30・9737	9:00～17:00 平日のみ
接種後の副反応など専門的な相談	県新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル ☎0570・072・972 外国語の相談窓口 (19カ国語対応) ☎092・687・4884	9:00～17:00 土日・祝日含む
ワクチンの有効性や安全性	厚生労働省新型コロナウイルスワクチンコールセンター ☎0120・761・770	9:00～21:00 土日・祝日含む



令和5年7月大雨災害義援金

大雨で被災した世帯へ義援金を配分します

対象世帯に申請書を送付

令和5年7月の大雨で被災した世帯に義援金を配分します。り災証明書の発行状況や被害調査の結果を基に、対象者へ通知書と申請書を送ります。通知書が届いたら、申請書に必要な事項を記入し、同封の返信用封筒で申請してください。

ください。

これまで久留米市に寄せられた義援金と県からの配分を合わせた総額は、1億6610万7620円(10月末時点)。市災害義援金品配分委員会で決められた配分額を、床下浸水を含む約2800世帯を対象に、12月から順次口座に振り込みます。

住宅被害が確認できれば申請可能

通知書が届かない世帯でも、追加の調査や写真などで、住んでいる家屋に被害があったことを確認できれば、申請が可能です。問い合わせ先へ連絡してください。

◎総務課 (☎0942・30・9706) FAX 0942・30・9706

り災証明書を発行するために家屋の被害調査を行いました

